

一般社団法人 日本寝具寝装品協会 年会費規程

令和元年6月24日改正

■会員の種類(本協会の定款)

- ・ 正会員 本協会の目的に賛同し、寝具寝装品に関する事業を営む法人、個人並びにこれらの者を構成員とする団体
- ・ 賛助会員 上記正会員に該当しないもので、本協会の目的に賛同し、その事業に協力する法人、個人並びにこれらの者を構成員とする団体

■入会金、年会費の種類

● 入会金	正会員	3万円
	賛助会員	無

- 年会費
- ・ 正会員

(法人及び個人)

年商額基準は企業全体年商を原則とする徴収料率である。

但し小売業を兼業とせず、著しく寝具寝装類取扱い年商比率が低い場合は、検証可能な寝具寝装類取扱い年商額に対しての徴収料率とする。

ランク	年商額	年会費	備考(対年商徴収率)
A	2億円未満	15,000円	0.000075
B	2億～5億円未満	30,000円	0.000060
C	5億～10億円未満	60,000円	0.000060
D	10億～20億円未満	90,000円	0.000045
E	20億～30億円未満	120,000円	0.000040
F	30億～50億円未満	180,000円	0.000036
G	50億～100億円未満	300,000円	0.000030
H	100億～200億円未満	450,000円	0.000023
I	200億～300億円未満	570,000円	0.000019
J	300億～500億円未満	750,000円	0.000015
K	500億～1000億円未満	2,000,000円	0.000020
L	1000億～2000億円未満	6,000,000円	0.000030
M	2000億円以上	10,000,000円、又は年商0.000050率のどちらか大きい額	

・ 団体正会員	年間事業予算額	0.01	0.01
---------	---------	------	------

・ 賛助会員	業種	年会費	備考
	織物業	120,000円	
	染色業	120,000円	
	縫製業	120,000円	
	紡績・合繊業	240,000円	
	商社	240,000円	
	小売	240,000円	
	その他	120,000円	

■年会費(入会金含め)は社員総会で決議する。

徴収は毎年度4月請求書発行し、一括徴収を原則とする。

■年会費の調査

3カ年毎に直近4月時点での事業概況報告書提出による年会費徴収額の確定をする。

第1期～3期、 第4期～6期、 第7期～9期、 第10期～12期、 第13期～15期 以上